

3 陳情第 24 号

3 陳情 第 24 号	第二子以降育児休業取得中の在園児保育可能期間延長に関する陳情
付託委員会	文教子ども家庭委員会
受理及び付託 年 月 日	令和3年6月4日受理、令和3年6月11日付託
陳情者	新宿区西早稻田 _____

(要 旨)

- 1 第二子以降の育児休業取得中における在園児保育可能期間を、現行の1年半から2年までと延長してください。今年度（2021年度）より適用をお願いします。
- 2 または、第二子以降が病児などで看護が必要となり、保護者の早急な復職が不可能な場合、在園児保育可能期間を2年に延長できる特記事項の追記をお願いします。今年度適用を希望します。

(理 由)

- 1 2017年に育児・介護休業法が改正され、子が1歳半を過ぎても育児休業が必要な場合は2歳になるまでの再延長が可能になり、育児休業給付金の支給期間も合わせて延長されました。国も子が2歳になるまでの育児休業を認めています。
- 2 豊島区や渋谷区などでも、第二子以降が満2歳となるまで在園児の保育延長を認めています。2歳まで育児休業を認めることは珍しい事例ではなく、区民生活向上のためにも時代に即したものだといえます。
- 3 第二子以降に病児が誕生した場合でも、現行制度では1歳半までの復帰を求められます。看病の必要があり集団保育が厳しい場合でさえ、(区の保育課入園・認定係からは)1歳半までの復帰が求められ、応じられない場合は第一子(在園児)は保育園を退園して近隣幼稚園へ入園させるように言われました。ちなみに、近隣の区立幼稚園は給食もなく預かり保育もありません。病児を抱える家に第一子が昼には帰宅してくるのは非現実的で、区民に負担を強いる現行制度となっています。
- 4 現に私の第二子(現在1歳4ヶ月)は全国で年間1人の最重症アレルギー、最重症アトピーと診断された看病が必要な病児です。都内では最も酷いケースの分類です。生後5ヶ月の時に命の危機に瀕しICUに緊急入院。その後一般病棟に計7ヶ月半入院しました。先月からは自宅看護を行なっていますが、朝夕2回お風呂に入れ全身に薬を塗り、食べられる食材に限られるため徹底した食事管理、投薬、自宅にてアレルギー食材の経口免疫療法の実施、体調の変化を逐一訪問看護師と連携して病院へ報告するなど、気の抜けない時間を過ごしています。アレルギー数値が非常に高く、乳・小麦・大豆・卵の除去はもちろんのこと、微量でもアナフィラキシーが危惧されるレ

3 陳情第 24 号

ベルであるなど、集団保育が厳しいのはおろか自宅であったとしても保護者がいない環境では人に任せることが現時点では非常に厳しい状況です（医師も同様に判断）。

- 5 職場に連絡し、子が1歳半となるあと2ヶ月以内に在宅勤務などで復帰したいと相談したところ、「在宅勤務のできる職種ではないので出社が必要。会社としては2年間育休を認めているのであと半年間自宅で看病し、子が落ち着いてから復帰してはどうか」との回答を得た。新宿区の現行制度が壁となっており、現状のままでは今年8月末に長男は保育園を退園しなければいけません。出生児が病児であるケースは少数ではありますが確実に存在する事実です。病児、病弱な子供を産みたくて親は産むわけではなく、産んだ瞬間から予期せぬ看護に追われる日々が始まります。そんな家庭を突き放す制度ではなく、そんな家庭を支える制度改正をして頂きたいです。なにとぞよろしくお願い致します。